

決議案第2号

真・無所属の会（松本寛議員・飯山圭一議員） 議員の報酬差押えの早期解決と猛省を求める決議

横浜地方裁判所から逗子市に対し、2019年6月に議員報酬の差押命令書が到達し、その後、市職員1名が供託手続の準備に1日、毎月の支給日に半日を使い市職員2名が銀行、法務局、裁判所に赴き、供託手続を行ない、行政事務を割く対応が1年以上も続けられている。

2020年9月8日、議長から議会運営委員会に対し、市議会議員が報酬差押えを受けている事実が報告され、各会派は該当する議員はいないことを明らかにした。しかし、真・無所属の会だけが、プライバシー問題を理由に説明を拒んだ。そして、国民健康保険料など滞納の疑念も生じ、議長による当該会派への事情聴取が決められた。

9月25日の議会運営委員会では、議長が本人からの聴取を行ない、本人から「大変迷惑をかけ、申し訳ない」と謝罪があったことが報告された。

ところが、会派の代表である松本寛議員からは「会派として謝らなければいけない立場ではない」と開き直り、責任がない姿勢の一点張りであった。

市議会議員は、市民に対する説明責任と高い倫理性が求められ、会派は所属議員の議会運営上の行為について責任を持つことが求められている。

よって、逗子市議会は、真・無所属の会に対し、議員報酬差押え問題について猛省し、早期解決と市民への説明責任を果たすことを求めるものである。

以上のとおり決議する。

令和2年9月30日

逗子市議会